

令和4年第7回

吉田町教育委員会

日時 令和4年6月22日(水)
午後3時20分

会場 自彊小学校 多目的室

吉田町教育委員会

目 次

議案番号	件 名	ページ
第14号議案	吉田町外国青年招致事業に係る外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	1
第15号議案	吉田町図書館協議会委員の任命について	6

第 14 号議案

吉田町外国青年招致事業に係る外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

吉田町外国青年招致事業に係る外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成29年吉田町教育委員会規則第3号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 6 月 22 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

吉田町外国青年招致事業に係る外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

吉田町外国青年招致事業に係る外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成29年吉田町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第4条第3項中「経過した場合には、」の次に「原則として」を加える。

第6条第1項中「4年目及び5年目」を「4年目以降」に改める。

第15条第1項第5号から第15号までを次のように改める。

- (5) 外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (6) 女子の外国語指導助手が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合 出産の日までの届け出た期間
- (7) 女子の外国語指導助手が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。ただし、産後6週間を経過した女子の外国語指導助手が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。
- (8) 外国語指導助手が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (9) 外国語指導助手の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のために勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (10) 外国語指導助手が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の外国語指導助手にあっては、その子の当該男子の外国語指導助手以外の親が当該外国語指導助手がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回

ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

- (11) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日の範囲内の期間(養育する子が複数の場合にあつては、10日とする。)
- (12) 女子の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日
- (13) 女子の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (14) 外国語指導助手が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他吉田町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年吉田町規則第4号)で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において、5日(要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。)以内で必要と認められる期間
- (15) 介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以後も引き続き在職が見込まれる(93日を経過する日から1年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ、更新がないことが明らかであるものを除く。)外国語指導助手が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合 当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間

第15条第1項に次の6号を加える。

- (16) 外国語指導助手が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。)内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1日につき2時間(当該外国語指導助手について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間
- (17) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 妊娠満23週までは4週間に1回、

妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間

(18) 妊娠中の女子の外国語指導助手の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる時間

(19) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間

(20) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(21) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間

第15条第2項中「第4号」を「第9号」に、「第15号」を「第17号から第21号まで」に、「第5号から第14号まで」を「第10号から第16号まで」に改める。

第16条第1項中「次の各号のいずれにも該当する」を「養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として吉田町職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉田町条例第13号。以下「育児休業条例」という。）で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない」に、「条例」を「育児休業条例」に、「吉田町職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉田町条例第13号）」を「育児休業条例」に改め、各号を削る。

第5章中第16条の次に次の1条を加える。

（部分休業）

第16条の2 外国語指導助手が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、育児休業条例の定めるところにより、当該職員が3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき、外国語指導助手について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該外国語指導助手が第15条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を

超えない範囲内で、かつ、2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)、勤務時間の一部について部分休業をすることができる。

2 部分休業は、外国語指導助手について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として取得できるものとする。

3 部分休業により勤務しない1時間につき、第6条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

第28条第2項第1号中「第5号及び第6号」を「第6号及び第7号」に改める。

第32条第1項中「第4号」を「第5号」に、「第9号から第14号まで」を「第8号から第20号まで」に、「第15号」を「第21号」に改め、同条第2項中「第5号から第8号まで」を「第6号及び第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

第 15 号議案

吉田町図書館協議会委員の任命について

下記の者を吉田町図書館協議会委員に任命したいから図書館法（昭和25年法律第118号）第15条の規定により、教育委員会の承認を求める。

令和 4 年 6 月 22 日提出

吉田町教育委員会
教育長 山 田 泰 巳

記

住 所	氏 名	生 年 月 日
吉田町片岡2130番地 静岡県立吉田特別支援学校	横山 初穂	平成 2 年 11 月 5 日